

議 長 会議を再開します。 (午後 1時55分)
山口議員の一般質問を行います。1番山口議員。

1番
山口議員 こんにちは、日本共産党の山口節雄です。季節は秋から冬へ移り行く中、桜の話題で持ちきりです。政府主催の公式行事「桜を見る会」が安倍首相らの一大後援会行事と化していました。功労・功績のあった方を招待すると言いながら、その実態は自らの支援者に税金で飲食を提供。前夜祭を巡る公職選挙法違反や政治資金改正法違反(⇒政治資金規正法違反)の有権者買収の疑い、反社会的勢力やマルチ商法会社ジャパンライフの会長を首相枠で招待・国会における虚偽答弁・招待者名簿のデータ隠滅など、様々な問題が噴出しており、将棋で言えば二重三重に詰んでいる状態で「桜を見る会」の私物化疑惑の逃げ切りは許されません。

ところで、町長が今限りでの退任を表明されました。定例会でお会いするのは今回が最後となりますので、私の思いを一言述べさせていただきます。町長には町政の舵取り役として、奮闘された日々だったと思います。私の一般質問では、国政絡みの問題は答弁されない自治体の首長が散見される中、三宅町長には真正面からお答えいただいたことに対し好感を持っています。私は地方自治体の首長や議員は、地方の政治のみならず、大いに国政を語り国政を語ることで町政を前進方向に動かすと考えています。国政と切り離された町政はありません。政治の現状からは、本町が国の様々な悪政から町民を守っていく防波堤の役割をいかに果たすかが求められていると考えます。我が国の安全保障や防衛、憲法9条を巡る問題、島根原発再稼働問題では町長とは意見が異なりましたが、核兵器の無い世界と日本を目指す、本町における非核平和の町の宣言。米軍機の低空飛行問題、TPPの問題では共鳴・共感できることができました。また、この場では町長の政治姿勢・行政全般に渡ることについては言及しませんが、私の一般質問との関係において、「中学卒業までの子ども医療費の一部負担をなくす完全無料化の実現」「高すぎる国民健康保険税の引き下げの実施」と「国保は単なる助け合いではなく社会保障制度であることの明記」「中小企業振興条例の制定」など、町民の要望と願いが実現する町政に尽力していただいたと思います。

しかしながら、邑智郡事務組合への電気料金過少請求問題、役場庁舎内における人権問題におきましては、残された任期内に決着をつけていただくことを要望いたします。本町の具体的課題として、少子化の進行、定住促進対策のうえからの子育て支援や町の基幹産業である農業の振興、商業の活性化、役場内における業務改善など多くあります。

町長には、本町の発展と町民生活の向上のため今後ともお力添えをいただきたいと思います。長い間大変お疲れさまでした。

さて、一般質問通告書に従い、次の2項目の質問を行います。

1項目めは、「本町における人権問題(障がい者差別疑惑)の実態を問う」

1 番
山口議員

であります。本町の役場内において、上司から障がい者差別を受けたと訴える元嘱託職員、三宅将日みやけまさときさんへの人権侵害疑惑は重大問題です。事実の解明とともに、一刻も早い問題解決が求められます。監督責任者である町長の取るべき対応をお尋ねします。具体的には、9月議会で答弁のあった事実確認のための追加調査の内容と三宅将日さんとのその後の対応と折衝内容、本件の問題解決の方策と見通しについてお聞きいたします。

2項目めは、「介護保険の実態と運用を問う」であります。

本格的な高齢社会を迎える中、介護保障の拡充は全ての高齢者・町民の願いです。介護が必要な高齢者が急速に増え、介護する方の高齢化や核家族化も進み、家族だけでは介護することは、益々難しくなっています。介護保険はこうした介護を社会全体で支えていくための仕組みであり、安心安全の介護が必要となっています。まず最初に、制度改定で介護保険から外された要支援者の訪問通所介護サービスの現状をお尋ねし、さらに介護保険の中核的役割を担う地域包括支援センターの現状と課題、また高すぎる保険料による滞納問題について、お伺いをいたします。

以上、「本町における人権侵害問題（障がい者差別疑惑）」「介護保険の実態と運用を問う」の2項目について、町民の要望・願いが実現する施策の実行を求め、町長の所信をお尋ねいたします。

議 長

それでは、山口議員の質問のうち1項目の「本町における人権問題（障がい者差別疑惑）の実態を問う」に対する答弁をお願いします。

番外三宅町長。

番外
三宅町長

先ほどは山口議員から、温かいお言葉をいただきまして、ありがとうございました。それでは、ご質問の項目順にお答え申し上げます。

まず、9月議会で答弁のあった、事実確認の追加調査の内容について、再調査のお尋ねと存じます。まず、当時行った調査でございますが、この経緯を申し上げます。本町は平成28年6月に島根労働局から受けました通報記録、また同年9月に島根県障害福祉課から受けました相談記録、これにいずれも平成25年度から差別が始まったと記載されているのを受けまして、その差別発言が事実かどうか判断すべく、平成25年度・平成26年度に在籍していた職員に事実確認の調査を行っています。再調査にあたっては、もし言われます通り平成22年度から差別が行われた事実があるのであれば、いつ・どのような場面で誰が誰に対してどのような発言をし、そこに誰が居たのか等教えていただければ調査できないため、9月議会の後に本人に具体的な事実を教えてほしい旨を求めたところでございますが、それは過去にお話ししていると言われるだけで、具体的な回答をいただけない状況であります。再調査を行うとしても、きちんと平成22年度以降の具体的な差別発言について文書での回答をいただきたいと考えております。

次に、元嘱託職員との折衝内容でございますが、9月議会以降、本人との

番外
三宅町長

話し合いを行うことを考えておりましたが、本人が本件について10月上旬に弁護士事務所に相談・委任されたことにより、弁護士事務所から今後は本人へは直接の連絡は行わず、弁護士事務所を通してほしいと言われておりますので、現在は、本人への連絡は行っていない状況でございます。そして、問題解決の方策と見通しでございますが、真実の究明は既に申し上げましたとおり、本件について本人が弁護士事務所に委任されたことから今後は弁護士事務所と町とのやり取りを通して真実解明に向けて動いていくこととなります。現在は、10月3日付けで弁護士事務所から町に対していただいた、質問に対し10月23日付けで誠意を持って回答し、この回答に対する連絡を待っている状況でございます。

議 長

再質問ありますか。1番山口議員。

1番
山口議員

私はこの人権侵害問題で、何度も質問をしなければいけないというのを大変残念に思っております。最初に町長の認識をお伺いしたいと思うのですが、またまた「桜を見る会」の話ですが、この「桜を見る会」の招待者名簿の廃棄を巡り、安倍首相が廃棄したのは障がい者雇用の職員だったと国会で答弁をされております。廃棄まで1か月掛かった経緯として説明したのですが、わが党の議員が資料請求したその日にシュレッダーで廃棄した不自然さへの追及をかわそうとしたものではないかなというふうに推測するわけですが、この招待者名簿の廃棄に、まるで障がい者が関わったからそうなったと言わんばかりの弱者を利用した最悪の言い訳ではないかと思いますが、町長はこれに対してどういうふうに思われたのでしょうか。ご意見をお伺いしたいと思います。

議 長

答弁されますか。はい、番外三宅町長。

番外
三宅町長

この問題については、私が答弁するようなものではないというふうに考えます。

議 長

1番山口議員。

1番
山口議員

先ほどせっかく国政についても町長は真正面から答えていただいたということで評価したところなのですが、それは残念です。私は一国の首相の発言にですね、ほんとに耳を疑いました。障がい者に対する認識がこの程度のものなのか、本当に恥ずかしい限りだというふうに思います。それともう1つですね、この人権問題での話で町長は、三宅将日さんに対する差別があったということをいつお知りになったのでしょうか。お答えいただきたいと思っております。

議 長 番外三宅町長。

番外
三宅町長 差別があったかどうかというか、こういう事を三宅さんが仰ってるということを知ったのは、まだ前の副町長が在職してる時でございますので、何年いつ頃かというのは、はっきりとは申し上げませんがその頃だと思います。
（「三宅さんの本人の退職後か退職前か、どちらですか」山口議員の声）
ちょっとはっきりとしたところは覚えておりませんが、私が表立ってこの問題で動き出したのは退職後の話でございます。

議 長 1 番山口議員。

1 番
山口議員 私は町長が、この三宅さんに対する差別がある、三宅さんが大変差別を受けて苦しんでいるということをいつご存じになったかが大変重要だというふうに思います。この間、いろいろお話を聞きますと、県の労働局から連絡があった三宅さんが退職した年の6月。それから、県の障害福祉課の方から連絡があった三宅さんの退職した年の9月にその頃から、この問題について対応されてるといふふうに思うのですが、三宅さんが在職中、6年間の在職中に町長はこの件についてご存じなかったのでしょうか。全く聞いておられなかったのでしょうか。

議 長 番外三宅町長。

番外
三宅町長 今、25年にそういう報告があったということでございますが、そこで私が知ったということでございます。

議 長 1 番山口議員。

1 番
山口議員 そういうことであれば大変残念ですが、三宅さんは在職中の6年間に度重なる差別発言を受けたと仰っていて、苦しんでおられた。にもかかわらず、町長がそれをご存じになったのが退職をした後だということであれば、これは一体役場の中での意思疎通はどうなっていたのかということをやを疑わざるを得ません。こういう重大な問題について、三宅さんは退職前から自分の上司にも再三訴えているし、退職の際にも細かく詳しく、自分の言われた状況について説明をされているのですが、そういうことにもかかわらず町長はそれを知らずにおられたということは、これは大変大きな問題ではないかなと思います。そういうことは、やはりあってはならないことで今後の問題としてもしっかり受け止めていただきたいなと思います。それから、先ほど町長の方から追加調査について実質なんら手を打っておられないという答弁がございました。先般の9月の議会で、追加調査をすると約束されているにもかかわらず、されていないことは、大変な問題だと思います。その中で、三宅さ

1 番
山口議員

んの方に具体的にどういうふうな差別があったのかということを知りたいと照会したけど、三宅さんの方から回答がないので調査ができなかったようなことを仰っているのですが、私が三宅さんに確認をしているところでは、三宅さんはいろんな機会でも町に対して、自分に対する差別発言をお話しされています。平成27年2月に上司と当時の総務課長に、先ず詳細な報告をされています。それから、28年の9月に副町長と総務課長が三宅さん宅を訪れた際にも詳しくお話しをしたと仰っています。更には28年の12月、イルミネーション点灯時、三宅町長には2つの事案について、いつどこで誰がどのような場面でどのようなことがあったのかを報告をされています。こういうふうに色々な場面で三宅さんは差別を受けた事実について報告をされているのですが、それらの記録はあるのでしょうか、ないのでしょうか。

議 長

番外谷川副町長。

番外
谷川副町長

正確には覚えてないですけど、総務課長に相談されたというのはどうも記録に残っておるようです。それ以外の場面で立ち話の話については、どうも記憶はないようです。

議 長

1 番山口議員。

1 番
山口議員

私が先般情報開示で手に入れた町の対応記録を見ますと、そうした三宅さんのお話しされたことは、全く載っておりません。こんな大事なことが記録として残されていないのが大変問題ではないかなと。「桜を見る会」では、記録はあるけどシュレッダーにかけてるわけですが、この三宅さんの問題では、記録さえもないというのが大変な問題ではないかなというふうに思います。それで、三宅さんは町の方から詳しく教えて欲しいということで、9月に訊かれた時にですね、「私は今までの事について記録を見返していただければ全て分かりますので、それを見てください。」と。「もし記録がないのであれば、改めて口頭で情報提供させていただきます。」ということでお返事をして、追加調査を引き続きやっていただくようにということで、三宅さんは依頼をしたというふうに仰っています。ですから、先ほど三宅さんの方に具体的にどういう差別の事実があったかを聞かなければ、三宅さんの方から話がなければ追加調査をできないといったことは、全然話が違うのではないのでしょうか。その点についてどうでしょうか。

議 長

番外谷川副町長。

番外
谷川副町長

今、仰った分につきましては、メールで多分やり取りをしております。ですからメールで回答してもらえれば、それに基づいて調査をしたいということで、本人さんにやっておりますけど、それに対する回答がいただけない

番外
谷川副町長
議 長

いという状況です。

1 番山口議員。

1 番
山口議員

三宅さんは、メールでは今までに話しているので、その記録を見てもらえれば全部分かりますという事で、メールで回答されてると。それでもし記録がないのであれば口頭で改めて説明をしますので、という事でお返事をされてるといふうに言ってます。結局、町の方は追加調査をすると、私がですね10月3日に町長室を尋ねて、町長に追加調査どうなってますかというふうにお話しをしました。町長は何分古い話なので、今難航してると、言葉としてはちょっとそう言われたかどうか分かりませんが、今までそこまでできていないと仰って、引き続き調査をする旨お話しをされたように思います。それが今お聞きしますと、全く調査をされていないというのは大問題、大変な問題ではないでしょうか。町で行われた調査なのですが、A4、1枚での調査で全く調査の体をなしていないという事なのですが、まずこの事実確認についてこの調査書には「5W1H」の記述のですね、基本的な事ももちろん書いてないのですが、この三宅さんの差別の問題は三宅さんが在職中の6年間の問題なんですよ、それが僅か2年間しか調査をされていないと。その2年間というのは、町の方の説明によりますと県の労働局から虐待の通報記録があったことと、県の障害福祉課から受けた相談記録に基づいた調査なんです。本人の話を基にした調査は全然なされていないということで、大変欠陥のある調査ではないかと思えますし、調査された対象者が26年と27年に在職した正職員だけということで、嘱託職員の方もおられれば退職された方もいらっしゃる。三宅さんの6年間の調査でなければならないことが、されていないという本当に不備な調査です。私は改めて第三者による調査をしていただきたいのですが、しかも身内の調査になってますから、平成28年に三宅さん宅を訪れた副町長と総務課長は今回の問題はしっかり調査することが必要だと、「同じ職場の同僚について私たちが調査しても良いことにはならないことから、第三者に協力願いたいと考えてる。職員同士で事情聴取しても信用してもらえないと思うので第三者にお願いしたい。まずは公平を期すために第三者にどちらとも面接することとしたい。」ということまでお話しになっていて、その結果がこれだけのA4、1枚の調査になっているわけで、やっぱり改めてもう一度調査をされる必要があるんじゃないですか。今、弁護士の方が今回三宅さんが弁護士を入れて話を進められようとしていることなのですが、その弁護士との話し合いを進めるうえでも、改めて調査をされる必要があるのではないかなと思えますが、その点いかがでしょうか。

議 長

番外三宅町長。

番外
三宅町長 今、弁護士を通じてやり取りということでございますので、こうした点も
弁護士と相談しながら今後進めてまいりたいというふうに思います。

議 長 再質問ありますか。1番山口議員。

1番
山口議員 弁護士と相談しながらということですが、本当に三宅さんの言い分がきち
んと捉えきれて捕まえてないのではないかというのが大変残念に思います
ので、私は改めて、もう一回三宅さんの話も聞くのですが、その辺を弁護
士とよく話し合いをしていただきたいというふうに思います。今後の問題
としては、職員に対して通達を出すという事を以前言われてるのですが、職
員の方へこの問題について事実を知らせていただき、町民に対し町民の皆様
も大変心配をされていますから、説明責任を果たすということが大事な問題
ではないかなと思います。もし、この問題が差別があったかないかというこ
とで、言い分が食い違ってるのですが、どちらかの方が嘘をついていると
いう事でいけば、これは大変な問題ですし、それから差別という問題がもし
事実とすれば、これは大変な問題です。子ども達への教育的な悪影響も考え
られます。そこは町として、職員の方にきちんとした通達を事実経過なりを
含めて、双方の言い分も含めて出して、再発防止をしていく。町民の方へも
きちんと説明をしていくということをする必要があるんじゃないかと思いま
すが、この点についてはいかがでしょうか。

議 長 番外谷川副町長。

番外
谷川副町長 三宅さんに委託をされた弁護士さんの方から、直接本人に連絡を取らない
で弁護士を通じてほしいというふうに申し入れもありますので、その点を考
慮して弁護士を通じてやるようにしたいと思います。ただ、10月24日ま
でに回答してほしいという通知が来ておりますので、それに対して10月2
3日に回答しております。その時に、その後の協議については向こうの方か
ら調整をするので、待ってておいてほしいという通知文ですので、我々は今
向こうから調整されるのを待っているという状況です。それと、先ほど22
年ですか。島根労働局それと県の障害福祉課を通じて言ってこられたのは、
25年、26年ということを出しておられます。その当時、私の聞いた範囲
ですと、本人さん辞められる時にも25、26だというふうに言うておられ
るということで聞いております。今回、もし追加調査が必要だということ
であれば、22年度以降、25以降については、そういうので言うておられま
すので、文書で残っておりますが、それ以前については記録が無いのでどう
でしょうかという問い合わせをしている状況です。

議 長 再質問ありますか。1番山口議員。

1 番
山口議員 差別の言動があった年月については、県の方の記録間違いもあるのではないかなというふうにも思うのですが、ご本人が県の方とかカウンセラーにお話しになっているのですが、全部ちょっと日にちが違ったり年月が違ったりしておりますので、その辺を私やっぱり改めてきちんとされたらどうかなというのが一つです。今、私答えを求めたのは町職員への通達の問題と、町民への説明の問題をお聞きしたのですが、全然それについて答えていただけていないのですが、その点についてお聞かせください。

議 長 番外谷川副町長。

番外
谷川副町長 今、弁護士さんが入ってやっておられますので、それがある程度方向が出れば説明をしたいと思います。職員についても非常に内部の人権にかかわる部分ですので、必要以上に公開したいとは思いませんし、実はある程度内部の方では実態については報告はしております。
（「報告はされてるんですか。通達を。」山口議員の声）

議 長 1 番山口議員。
はい、番外谷川副町長。

番外
谷川副町長 文書では出しておりませんが、口頭では通達をしております。

議 長 はい、1 番山口議員。

1 番
山口議員 いずれにしろ、この間、この議会で私がいろいろと質問したことに対して答弁されてるのが全然実行されてない。6月の議会の時は、町長は本人さんと引き続き理解を得ていくように話し合いをしていくというふうに言われたのですが、今年の4月に町長がご本人の所を訪問されて以来、全く動きが無い。むしろ三宅さんの方から色々と庁舎に来られてお話しされたりして動いているのですが、町の方から全く動きがない。町長がきちんと本人とよく話をしていくと言われても、それが進められておりません。9月の議会の時点でも、引き続き三宅さんと話をしていくことを言われた。その上に追加調査もするというふうに言われた。しかし、今聞いてみると全くされていない。町の方から動きをされていない。これは一体どういうことなのでしょう。

議 長 番外三宅町長。

番外
三宅町長 まず、三宅さんとの交渉というか話し合いですが、私と会う大前提として私が全面的にそのことを認めて、謝罪することが会う条件だというような事も仰っておられます。それから再調査については、今、副町長が申し上げま

番外
三宅町長

したように22年から具体的にどうかと、どういうことがあったのかと、例えば25年、26年の差別には具体的にこういうことがあった。具体的な話をされましてですね、22年から少しはどういうところで誰がどうだったかというぐらいのことを教えてほしいということを言ってるんですよ。だけど、回答が無かったというのが事実でありまして、調査ができなかったということでございます。

議 長

1番山口議員。

1番
山口議員

町の方から、三宅さんが会うに際して条件をつけて、認めなければ会わないと言われたということですが、私は話し合いというのは誠意を持って相手がどういうふうなことを言われようと、足を運んで話し合いをしていく。その中でやはり気持ちも変わってくるかもしれませんしという事なので、その努力が必要なんです。こんな大事な問題で、それをされずに最初からもうダメだろうから話をしないと、そういう姿勢ではこれは解決しません。本当に町の方からやっていくという姿勢が欲しかったと思います。それから先ほどの追加調査をしなかった理由として、三宅さんの方から返事がなかったというふうにもまた同じ事を繰り返し言われてるのですが、それに対して三宅さんは今まで退職の時だとか、その後だとか、詳しく説明をしている。しかも副町長が三宅さん宅を訪問した時に三宅さんは自分に降りかかった差別の発言についての時系列の一覧表を作って、それを副町長に渡しておられるんですよ。そしたら、副町長はそれを見てその場で返されてるんですよ。カウンセラーにも時系列の一覧表を渡して見てくださいといったんですけど、その場で返されている。今聞いてみたら、三宅さんの発言をまとめたものがない。この聞き取り調査の中にも、本当に簡単な聞き取り調査で職員のはあるけど、三宅さんの言い分を書いたものがないんですよ。本当に三宅さんの言い分を真正面から受け止めて、されていたかどうかという疑問があって、この追加調査の問題も三宅さんは私は色んなところで詳しく話していると、私と話した記録が無いのですかと、もし無いのであれば改めて口頭で情報提供させていただきますということをメールで返しておられるんですよ。だから、追加調査をしなかった理由にはなりません、全く。全く放置されていたということしか考えられません。だから、そんな言い訳は三宅さんの名誉のためにもしないでいただきたいと思います。三宅さんは、おそらく私の推測ですが、町の方が真摯な誠意ある回答を示さないで、やむを得ず弁護士に委任をして、きちんとした解決を図りたいということとされているのではないかと思います。今、もう土俵が弁護士が入ったということになれば、弁護士の方と解決していただくしかないと思いますので、誠意を持って解決を一刻も早く、町長の任期中に解決をしていただきたいということを改めて要望したいと思います。以上でこの項、終わります。

議 長	<p>答弁よろしいですね。 (「はい」の声あり)</p>
々	<p>以上で、1項目めの「本町における人権問題（障がい者差別疑惑）の実態を問う」の質問を終了します。</p>
々	<p>次に、2項目めの「介護保険の実態と運用を問う」に対する答弁をお願いします。番外櫻本健康福祉課長。</p>
番外櫻本健康福祉課長	<p>山口議員の「介護保険の実態と運用を問う」のご質問についてお答えします。介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして創設され、邑智郡では、広域により邑智郡総合事務組合が保険者となって介護保険事業に関する事務を行っておりますが、各種申請・届け出・認定調査・相談窓口などは構成町にて行っております。</p> <p>まず、ご質問のうち（１）総合事業に移行された要支援者の訪問・通所サービスの現状でございますが、総合事業については平成26年度の介護保険制度の改正により、平成29年4月から介護予防・日常支援・総合事業として開始されております。これに伴い、それまでの予防給付によるサービスであった訪問介護及び通所介護が総合事業へ移行することとなりました。総合事業への移行時には、制度の説明・基本チェックリストや個別アセスメントの実施を行い、総合事業への移行対象者16名の方全てが事業対象者として移行され、現行通りのサービスを利用されておられます。</p> <p>続きまして、（２）の介護保険の中核的役割を担う地域包括支援センターの現状と課題でございますが、本町では健康福祉課内に川本町地域包括支援センターを設置し、高齢者の生活に関わる総合的な支援を行っております。具体的には、包括的支援事業をはじめ、介護予防事業・在宅医療介護連携事業・認知症初期集中支援推進事業・生活支援体制整備事業・地域ケア会議の開催等の事業に取り組んでおります。地域包括支援センターは、基本的には主任ケアマネージャー・社会福祉士・保健師の3職種が常勤することが必要とされております。本町は、小規模自治体のため、このうち2職種の常勤が必要であり、保健師・社会福祉士を配置し、他業務との兼務体制で行っている中で、今後も地域包括ケアの中核的機関として、その機能が低下することの無いような体制を維持していく必要があると考えております。</p> <p>最後に、（３）の保険料滞納の現状と対応でございますが、前年度滞納額は本町では753,186円、滞納者数は17人となっております。滞納者に対する対応は、地方自治法や邑智郡総合事務組合会期規則等の法令規則に基づき、督促等により対応されておりますが、滞納処分として差押え・仮差押え・仮処分の実施実績は無いとのことであります。また、本町における滞納者に対する保険給付制限の実施も無いとのことであります。保険料収入を前提として必要な給付を行う保険制度の仕組みからすれば、保険料が確実に</p>

番外櫻本健康福祉課長 収納されることは、制度の根幹でもありますので、保険者と共に滞納者の方に対して引き続き適切に対応してまいります。以上でございます。

議長 再質問がありますか。1番山口議員。

1番山口議員 この介護保険の要支援者1・2の方が、先般の介護保険の改訂によって、介護保険から外されたというのは大変な問題だというふうに思います。介護保険は、掛け捨てになる人も多い中で比較的軽い要支援の認定の方でも保険給付を収めるという、保険給付を認めるという社会的合意で発足したわけなのですが、そうでない今状況になってきているというのは大変問題です。ただ、本町においては総合事業に移行された方、現行通りのサービスを受けておられるということで、これは引き続きそういうふうにしていただきたいと思えます。ただ、介護保険から外れて総合事業になれば、総合事業というのは本町の予算の中で行われることとなりますが、ともすれば、この予算が財源のために枠が設けられるという事も心配があるのですが、その点について、この総合事業の要支援者の部分での予算措置はどのようになっている、移行になって2年半が経つと思うのですが、その予算措置の推移はどういうふうになっているのでしょうか、お聞かせください。

議長 番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健康福祉課長 総合事業の予算措置ということでございますが、冒頭も申し上げましたが保健者が広域でやっております邑智郡総合事務組合でございますので、そこから割り振られるということになります。それで川本町分の29年度以降の総合事業に関わるところの予算の状況、予算と言いますか実績のところですけれども、平成29年度実績は3,887,000円、昨年度は7,668,000円となっております。ただ、平成29年度は、移行時期でありますので、この金額が約倍近く違いますが単純なちょっと比較はできないかなとは思いますが、実績としてはそうなっております。ちなみに本年度のこの総合事業に関わる予算としては、7,370,000円という予算建てになっております。以上でございます。

議長 はい、1番山口議員。

1番山口議員 介護保険から外れて、総合事業になったからといって総合事業の予算枠といますか、これは削らないでいただきたい。実際の利用者に応じた費用を予算化していただきたいというふうに思います。それで、私は介護保障に関わる問題で一番重要なことは、介護をしようとする人が本当に必要な介護をいつでも誰でも受けれるということではないかなと思うのですが、昨年3月の地域包括支援センターの運営協議会で示された資料によりますと、本町

1 番
山口議員 　　が町民の方にアンケート調査を行っています。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査というのをされていますが、その中で介護が必要だが現在は受けていない高齢者の割合が9.3%ということで、1割近い方がこういうふうには回答されている。これは全国の8.8%よりも高い数字になっているわけですが、問題はこの方たちへの対応、これはどういうふうにはされているのでしょうか。

議 長 　　　　番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健
康福祉課長 　　先ほどのアンケート調査のことですけど、これは川本町老人福祉計画というのを策定しております。それを策定する時に行ったアンケート調査結果というのを運営協議会のところでお示しをした数字だと思います。数字の結果については、そちらのようでありませうけども介護サービスをご希望される方で、当然、地域包括支援センターの窓口にご相談をいただく方がおられますけど、それ以外にも例えば高齢者宅への訪問活動ですとか、それから地域の自治会なり地区に民生委員さんが居られますので、そういった民生委員さんから情報などが入ってきます。そういったものを基にして、訪問して介護サービスにつなげていくケースというのも多々あります。それから、もうひとつは皆さんが介護サービスはどんなものがあるかというのが、なかなか認識が深まってない点もあろうかと思えます。そういったところで、どんなサービスか介護保険のサービスが利用できるか知っていただくことも必要であると思えますので、引き続いて、どういったサービスが利用できるか、或いは手続きのやり方等について、どういったものがあるかというのを冊子なりを配布して周知に努めていきたいというふうに思っております。

議 長 　　　　再質問がありますか。1番山口議員。

1 番
山口議員 　　私の最近相談を受けた例で、一人暮らしの高齢者の方が最近足腰が弱くなって、歩くことが不自由になったという連絡がありました。それで私は、健康福祉課に相談し包括支援センターへの連絡をお願いしたところ、結果として要支援に認定になり、現在、週2回通所されることになって、離れて住んでいる娘さんからは安心ができるという事で喜ばれている例がございました。

要するに、介護が必要な人が「置き去りにされている・されていく」という状況で、身体の不自由度が「増していく・上昇化していく」のに、介護の目が行き届かない。こういうことがあってはならないということで、今私の方で質問をしているわけで、その為には、やはり私は地域包括支援センターの方でも事業で取り組まれていると思えますが、地域を巻き込んだ取り組みとして、地域との連携が更に必要ではないかなと。現在もいろいろされていると思えます。ですが、そういった介護が十分行き届くためには、これは行政

1 番
山口議員 だけでは行えるものではないと思いますので、その仕組みを作っていくのは行政がやる地域包括支援センターが担う役割ではないかと思っておりますので、その点をですね、更なる構築をしていただければというふうに思います。

それからもうひとつ、介護認定の手続きの問題で、現在もし介護相談に来られた場合は、チェックリストによって総合事業と介護認定に振り分けられてるということではないかと思うのですが、私はやはり介護申請に来られた方にはチェックリストによって総合事業かどうかに振り分けるのではなくて、まずはやはり要介護の認定書類を受け取って、それを包括支援センターで審査されるという手続きが必要ではないかなと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

議 長 番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健
康福祉課長 今の基本チェックリストのところでございますけども、この介護保険制度、ようは国の制度化でやって行っているところでもあります。このチェックリストにつきましても、国が定める基準に基づいた25項目のチェック項目に基づいて判断をしております。先ほど申しましたように、国の制度で動いている部分もありますので、それをおざなりにして手続きを進めるというわけにもいきませんので、まずは国が定めた制度基準、それに従った中で個別の状況等については、相談に応じながら対応してまいりたいと思います。

議 長 1 番山口議員。

1 番
山口議員 率直に言って今の国の介護行政は、できるだけ介護保険を利用しないような、使用せずに総合事業への移行を進めているというのが流れだと思うのですが、その際やはり介護申請に来られた方にはチェックリストで振り分けるのではなくて、介護申請として受け止めていただいて対応いただきたいというふうに思います。介護保険については、先ほど答弁ありましたが、やはり介護を知らなかった・使わなかった・使えなかった・わからなくて使えなかったという方がいらっしゃるのではないかと思います。その方たちへの周知を進めていただいて、邑智郡総合事務組合の方からはこのように、良いパンフレットがございますので、これをもっと周知していただいて、できれば介護保険だけでなく社会保障全般にわたるようなパンフレットも冊子もですね必要でないかなと思いますので、その点を是非ご検討いただければなというふうに思います。周知の方を是非ですね、徹底をしていただければというふうに思います。

続いて、特別養護老人ホームの入所の待機者の問題について、質問をしたいと思いますが、現在、本町における特養待機者の状況について教えていただければと思います。

議 長 残り時間が3分になりました。
はい、番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健康福祉課長 町内特別養護老人ホーム入所待機者の数にはなりますけども、本年4月現在の時点で、22人となっております。全体で施設自体は37人の方ですけど、そのうち川本町内の方についてが22人というふうになっております。

議 長 再質問がありますか。1番山口議員。

1番山口議員 22名というのは、最近ここ何年間かの数字からいきますと相当少なくなっているという理解でよろしいのでしょうか。

議 長 番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健康福祉課長 失礼します。平成27年時が33人、ちなみに昨年、平成30年度が40人ということで、少し減少傾向にはなっております。

議 長 再質問がありますか。1番山口議員。

1番山口議員 時間の関係でちょっと先に進みたいと思いますが、高すぎる介護保険料ということで、邑智郡事務組合は第6期まで県下で一番高かったのですが、今は浜田に次い2番目の介護保険料になっているのですが、大変高額な保険料なので町の方で独自に応援するような施策を要望したいと思います。それから介護保険料は低所得者であっても保険料自己負担額の免除が認められていないのが問題です。これはやはり国保はある程度、自治体の自由裁量でできる余地があるのですが、やはり介護についてもこういう減免規程がないとか、それから自治体の裁量余地がないとかいうことでないようにということをお願いをさせていただきたいと思います。逆に言えば、滞納者が17名いらっしゃると言われて、この介護保険の滞納ペナルティも大変厳しいペナルティとなっておりますので、その点については弾力的な運用をさせていただくことが必要でないかなということを要望いたします。それから、地域包括支援センターの役割については、非常に重要だと思いますので、是非ですね、体制の充実強化を図っていただきたいというふうに思います。
（「時間がきました、すいません。」議長の声）
それから、きました時間。
（「はい」の声あり）
はい、そうですか。じゃあ終わります。

議 長 これをもちまして、山口議員の一般質問を終了します。

議 長

以上をもって、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

長時間にわたり大変お疲れ様でした。

(午後 2時55分)

この会議録は、川本町議会事務局長 名原 昌邦 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員